

13 仕事・産業

就職

●職業相談・紹介

窓口で就職に向けた職業相談を行いながら、正社員からパートタイムまで様々な職種の求人への紹介を行っています。

▽品川区就業センター

☎5498-6353

またはハローワーク品川

☎5418-7315

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/shinagawa.html>

→P.6・103

●内職の相談とあっ旋

内職についての相談と、内職希望者に仕事のあっ旋をしています。また、内職者を求めている事業主の方にも、条件にかなう内職者の方を紹介します。

品川区就業センター ☎5498-6353

→P.6・103

●無料職業紹介所サポしながわ

おおむね55歳以上の方を対象にした、就職に関する無料の相談窓口です。また、企業からの求人も受け付けています。

無料職業紹介所サポしながわ

☎5498-6357

→P.5・48・103

●職業相談

若年者から高齢者まですべての年齢層の求職者の方を対象に、キャリアカウンセリング・職業紹介・各種セミナー・就職面接会等を実施しています。ご利用には登録が必要です。

東京しごとセンター ☎5211-1571

→P.6

●職業訓練

都立城南職業能力開発センターでは、求職者や離転職者向けの訓練科目を設けています。入校時期は4月・7月・10月・1月。募集はおおむね入校時期の2~3カ月前に同センターホームページなどでお知らせします。

ハローワーク（公共職業安定所）の指示を受けて入校した方には、雇用保険の失業給付の支給があります。訓練修了者には、求人情報の提供・就職の紹介を行っています。

都立城南職業能力開発センター

東品川3-31-16 ☎3472-3411

勤労者のために

●品川区勤労者共済会

【加入できる人】 区内の中小企業（300人以下）や商店等に勤務する方とその事業主（入会時70歳以下）。

【入会金と会費】 1人あたり、入会金100円、会費は1カ月400円です。会費の事業主と従業員の負担の割合は各事業所で決め、事業主が負担した分は、税法上、損金または必要経費として控除の対象になります。

【給付事業】 会員本人や家族について祝金や見舞金が支給されます。

- ①死亡弔慰金
- ②障害見舞金
- ③入院見舞金
- ④住宅災害見舞金
- ⑤結婚・銀婚・金婚祝金
- ⑥成人・出生・就学・永年在会祝金

【レクリエーション事業】 会員と家族の親睦を図るため、バスツアーなどのレクリエーション事業を行います。

【指定レジャー施設の割引】 各地の遊園地、プール、スキー場、ディズニーリゾートなど、会の契約する施設を割安な料金で利用できます。

【指定宿泊施設】 会の契約する旅館・ホテル・民宿などの割安利用。また、会員は宿泊補助が受けられます。

【教養・スポーツ・健康】 カルチャーセンターや区内温水プール、人間ドック、おふろの王様、健康センター等を利用の際は補助等があります。

【その他の事業】

- ①会報「ゆりかもめ」の年9回発行
- ②遊園地、水族館、日帰り温泉施設等の利用券
- ③巨人戦入場券、観劇、コンサート、映画鑑賞利用補助券等のあっ旋など

品川区勤労者共済会 ☎3787-3044

（中小企業センター 4階） →P.103

中小企業の支援

●企業法務相談

企業経営者や企業法務担当者の方が抱える企業法務全般（債権回収、労使問題、各種契約書、クレーム対応など）について弁護士が相談に応じます。

地域産業振興課中小企業支援担当

☎5498-6340

→P.7

●経営相談

中小企業の経営安定化のため、経営・経理・創業・融資の相談に応じています。また、必要に応じて現地に相談員を派遣し、経営診断を行います。

地域産業振興課中小企業支援担当

☎5498-6334

→P.7・103

●特許相談

特許・実用新案・意匠・商標の出願手続はもちろん、諸外国の制度や知的財産権全般について弁理士が相談に応じます。

地域産業振興課中小企業支援担当

☎5498-6340

→P.7

●各種講座

中小企業の経営者や従業員を対象に各種の講座を実施しています。

地域産業振興課中小企業支援担当

☎5498-6340

●太陽光発電システム・蓄電池システム設置助成（業務用）

区内の中小企業等が、事業所に太陽光発電システムや蓄電池システムを設置する場合に、設置に要する経費の一部を助成します。

設置後申請で件数・受付期間・対象機器に制限があります。詳しくは区ホームページをご覧ください。

環境課環境管理係 ☎5742-6949

●事業所用LED照明設置助成

区内の中小企業等が、事業所に区内施工業者を利用してLED照明を設置する場合に、設置に要する経費の一部を助成します。

設置後申請で件数・受付期間・対象となる機器に制限があります。詳しくは区ホームページをご覧ください。

環境課環境管理係 ☎5742-6949

●低公害車買換え支援助成

区内中小企業者・個人企業者で「東京都環境保全資金」の利子補給金等交付決定通知を受けた方を対象に利子補給・信用保証料補助をします。

環境課環境管理係 ☎5742-6949

●二酸化炭素排出量算定クラウドサービス利用助成

区内の中小企業者等が、二酸化炭素排出量を「見える化」するサービスを導入、利用する場合の経費の一部を助成します。

サービス導入前に事前協議が必要となります。詳しくは区ホームページをご覧ください。

環境課環境管理係 ☎5742-6949

●マイボトル用給水機設置助成

プラスチックごみを削減するため、

マイボトル用給水機を設置していただける商業施設や事業所などを募集します。給水機の設置工事費を無償とし、レンタル費を一部助成します。助成要件など詳しくは区ホームページをご覧ください。

環境課環境推進係

☎5742-6755

中小企業への融資

●品川区の融資あっ旋制度

区内中小企業の方々、事業に必要な資金を借り受けたいときに、区が金融機関に利用条件を満たす区内事業者の方々をあっ旋し、金融機関が融資を実行する制度です。

次の2つのメリットがあります。

- ①利子の一部を区が負担しますので、低利で融資を受けることができます。
- ②東京信用保証協会の保証付き融資の場合、信用保証料の全部または一部を区が補助します。

【利用できる方の条件】

資金の種類によって多少異なりますが、以下の条件を満たしていることが必要です。

- ①法人は、本社所在地または事業所が区内にあること。個人は、住

所または事業所が区内にあること。

- ②引き続き1年以上、同一事業を営んでいること。
- ③東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。
- ④許認可が必要な業種の場合、その許認可を受けていること。
- ⑤事業税、住民税を滞納していないこと。
- ⑥下記の規模の業種に該当していること。

◆表13-1、◆表13-2

地域産業振興課中小企業支援担当

☎5498-6334

●東京都の融資制度

東京都産業労働局金融部金融課

☎5320-4877

伝統的産業の振興

●品川区の伝統工芸品の展示・実演

中小企業センター1階ロビーに品川区の伝統工芸品を展示し、匠の技を紹介しています。また、品川区伝統工芸保存会会員による実演も行っています。

【場所】 中小企業センター →P.103

また、毎年1回「伝統の技と味／しながわ展」(きゅりあん)が開催されます。

この他、品川区伝統工芸保存会会員による伝統工芸ふれあい教室(各区立小学校)なども実施しています。

地域産業振興課管理係

☎5498-6335

◆表13-1 融資あっ旋対象

業種	製造業、運輸業、建設業等	卸売業	サービス業	小売業・飲食業
従業員数	300人以下	100人以下	100人以下	50人以下
資本金	3億円以下	1億円以下	5,000万円以下	5,000万円以下

◆表13-2 品川区の融資あっ旋制度

(令和6年4月現在)

資金名	融資限度額	返済期間	本人負担利率(年利)	信用保証料補助
小規模企業特別事業資金	2,000万円 ※ただし、既存の保証協会の保証付融資残高がある場合は、その分減額されます。	5年以内(据置6カ月含む)	3年間無利子 4年目以降年0.2%以内	全額補助
事業設備資金	3,000万円	7年以内(据置6カ月含む)	年0.6%以内	2/3
事業運転資金	2,000万円	5年以内(据置6カ月含む)	年0.6%以内	
創業支援資金 *1	2,000万円	10年以内(据置12カ月含む)	年0.2%以内 または 年0.7%以内	全額補助ただし 第二創業は1/2
経営支援資金	設備 2,500万円 設備・運転併用 2,500万円 運転 1,500万円	設備 7年以内(据置6カ月含む) 設備・運転併用 7年以内(据置6カ月含む) 運転 5年以内(据置6カ月含む)	3年間無利子 4年目以降年0.2%以内	2/3
経営安定化資金	3,000万円	10年以内(据置12カ月含む)	年0.6%以内	
事業承継支援資金	2,000万円	7年以内(据置6カ月含む)	3年間無利子 4年目以降年0.6%以内	1/2
事業活性化資金	4,000万円	7年以内(据置6カ月含む)	年0.6%以内	
商店街活性化資金	1億円(通算)	10年以内(据置12カ月含む)	年0.2%以内	2/3
団体事業資金	3,500万円	7年以内(据置6カ月含む)	年0.6%以内	なし
環境対策資金 *2	1,500万円	7年以内(据置6カ月含む)	年0.2%以内	2/3

〈問合せ〉 地域産業振興課中小企業支援担当 ☎5498-6334

*1 特定創業支援事業者として区から認定を受け、かつ初めての創業の場合、3年間無利子になります(4年目以降、本人負担、年0.2%以内)。

また、初めての創業に該当し、情報通信事業分野で創業する具体的な計画を有している場合、3年間無利子になります(4年目以降本人負担、年0.2%以内)。

*2 アスベストを除去する際等、所定の要件を満たした場合「環境対策資金」がご利用になります。